

令和3年度決算に基づく健全化判断比率等について



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」について

■健全化判断比率等の公表等■

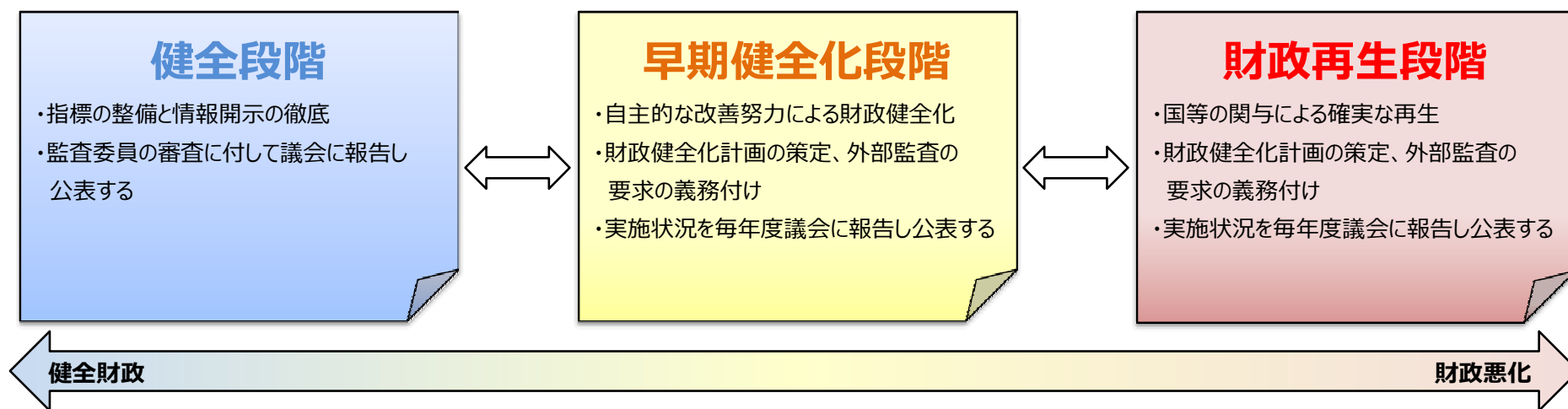
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体の長は、毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びに公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

■財政の早期健全化及び財政の再生■

健全化判断比率により「健全段階」、「早期健全化段階」、「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合(健全化判断比率が「早期健全化基準」や「財政再生基準」を超えた場合)は、財政健全化、再生に向けた計画の策定や外部監査の実施などが義務付けられます。

■公営企業の経営の健全化■

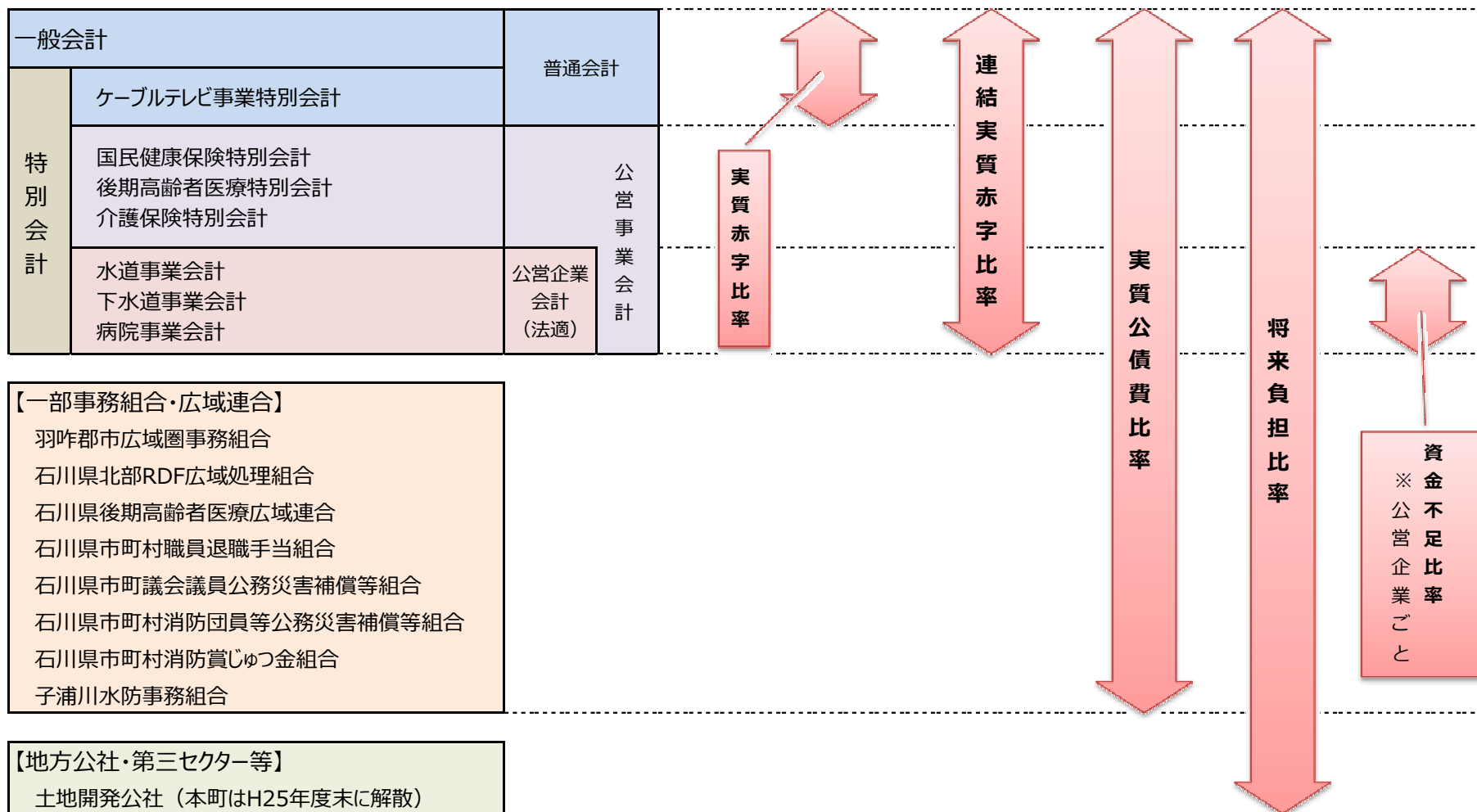
公営企業の資金不足比率が経営健全化基準である20%以上となった場合は、経営健全化計画の策定が義務付けられます。



健全化判断比率の各指標

指標名	説明
実質赤字比率	<p>福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。</p> <p>※黒字の場合は、表示されません。</p>
連結実質赤字比率	<p>すべての会計の赤字と黒字を合計し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の深刻度を示すものです。</p> <p>※黒字の場合は、表示されません。</p>
実質公債費比率	<p>借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。小さければ小さいほど健全な財政運営であると言えます。</p> <p>※実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、地方債の発行に県知事等の許可が必要です。</p>
将来負担比率	<p>地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。なお、将来負担比率には、財政再生基準は設けられていません。</p>
資金不足比率	<p>公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。</p>

健全化判断比率等の対象



健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果（1）

1 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3カ年平均)	将来負担比率
H19決算	—	—	18.7	293.6
H20決算	—	—	20.2	281.5
H21決算	—	—	20.9	240.0
H22決算	—	—	21.3	217.8
H23決算	—	—	21.0	199.1
H24決算	—	—	20.2	170.9
H25決算	—	—	18.6	144.3
H26決算	—	—	16.9	141.9
H27決算	—	—	14.5	108.2
H28決算	—	—	12.9	97.2
H29決算	—	—	10.7	60.9
H30決算	—	—	8.0	35.3
R1決算	—	—	6.2	23.8
R2決算	—	—	5.2	27.1
R3決算	—	—	6.5	24.3
早期健全化基準	14.70	19.70	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率で赤字額がない場合は「—」と表記しています。

(参考) 単年度の実質公債費比率

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
単年度比率	19.9	21.4	21.4	21.0	20.4	19.3	16.1	15.4	12.2	11.2	8.7	4.0	6.1	5.6	7.9

健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果（2）

2 資金不足比率

	水道事業会計	下水道事業会計	病院事業会計
H19決算	—	—	—
H20決算	—	—	—
H21決算	—	—	—
H22決算	—	—	—
H23決算	—	—	—
H24決算	—	—	—
H25決算	—	—	—
H26決算	—	—	—
H27決算	—	—	—
H28決算	—	—	—
H29決算	—	—	—
H30決算	—	—	—
R1決算	—	—	—
R2決算	—	—	—
R3決算	—	—	—

※資金不足額がない場合は「—」と表記しています。

経営健全化基準	20.0
---------	------



健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも「早期健全化基準」および「経営健全化基準」を下回っています。

(参考資料) 健全化判断比率に関する算定様式

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
173860	石川県	宝達志水町	-	-	6.5	24.3

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	14.70	19.70	25.0	350.0
5,492,075	232,171	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	752,178	13.7
	宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計	0	
小 計		752,178	13.7
標準財政規模		5,492,075	100.0
実質赤字比率 (%)		-13.69	※

会 計 名		実質収支額	(分母比)
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	宝達志水町国民健康保険特別会計	2,725	0.0
	宝達志水町介護保険特別会計	902	0.0
	宝達志水町後期高齢者医療特別会計	1,952	0.0

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	宝達志水町水道事業会計	509,684	9.3
	宝達志水町下水道事業会計	263,461	4.8
	宝達志水町病院事業会計	836,091	15.2
法 非 適 用 企 業			
合 計		2,366,993	43.1
標準財政規模(再掲)		5,492,075	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-43.09	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表④ 将来負担比率の状況（令和3年度決算）

Ver.03.00

団体名

石川県宝達志水町

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額					連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
6,969,028	0	5,627,525	290,978	1,016,375	0	0	0	0	0	0	0

(分母比)

157

126

7

23

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
2,439,478	198,603	0	10,183,918

(分母比)

55

5

229

将来負担額 A	—
13,903,906	

312

充当可能財源等 B	—
12,821,999	

288

A - B
1,081,907

24

=

将来負担比率 (%)
24.3

標準財政規模 C	—
5,492,075	

123

算入公債費等の額 D	—
1,041,256	

23

C - D
4,450,819

100